

令和の時代を地方の時代に

～第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」への提言～

全国知事会
令和元年7月

平成においては、地方分権推進法の成立以降、機関委任事務の廃止や国から地方への権限移譲等、累次にわたる地方分権改革を通じ、地方が自らの発想と創意工夫により課題解決を図ることができる枠組みづくりが進められた。

そして、平成の終わり、この枠組みのもと、今後訪れる本格的な人口減少・少子高齢社会に挑戦すべく、我々地方は、国と歩調を合わせ、「地方創生」の取組みを一斉にスタートした。

目下、これまで培った自治の精神の下、あらゆる主体と連携し、その叡智を結集して、自らの地域のあるべき未来の実現に向けて取り組んでいるところである。

これまでの取組みの結果、すべての都道府県で有効求人倍率は史上初めて1倍を超え、完全失業率も低下するなど、雇用・所得環境の改善が続いている。また、地方圏の平均地価はバブル崩壊後初めて上昇したほか、農林水産物の輸出額や訪日外国人延べ宿泊者数は過去最高を更新するなど、海外需要を取り込んだ地域経済の成長が実現しつつある。

しかしながら、地方創生の実現に向けては道半ばである。

地方ではきめ細やかな少子化対策が講じられているものの、去年の出生数は過去最低の91万8,397人を記録、出生率も低下傾向となっている。今後も生産年齢人口の減少は続いていくが、既に人口減少・少子高齢化は離島や中山間地域の存続に深刻な影響を及ぼしている。

さらに、若者や女性を中心に、東京圏への転入超過は23年連続となり、昨年には13万人を超えた。企業の東京圏への本社移転も8年連続での転入超過となっており、東京一極集中の流れは依然として歯止めがかかっていない。

同時に、東京は、日本の経済成長のエンジンとしての役割を果たすとともに、世界をリードする国際都市として発展していくことが求められる。

令和という新たな時代の幕開けとともに、地方創生第2ラウンドが始まる。

我々地方は、地方創生の深化に向け、更なる技術革新、グローバル化の一層の進展、人生100年時代の到来やスーパー・メガリージョンの形成といった新たな変化を貪欲に取り込みつつ、将来にわたって住民一人ひとりが幸せに暮らし、個性があふれる自立した地域の実現、すべての地方が互いの個性を活かしながら連携して共に成長し、共生する社会の構築にこれからも全力で取り組んでいく決意である。

国においては、「令和の時代を地方の時代に」との認識を共有し、別紙の施策について、第2期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に反映させるとともに、常に適切な施策を検討・検証し、早急かつ着実に実施するよう強く求める。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に盛り込むべき地方創生推進施策

1. 東京一極集中の是正

(本社機能の移転)

- ・ 地方拠点強化税制について、期限を延長した上での、オフィス減税と雇用促進税制の税額控除をそれぞれ拡充するとともに、それらの併用を可能とすることや、本社機能の対象施設への社員寮・社員住宅等の追加、常時雇用従業員数に関する要件の緩和等、更なる活用のための制度の充実
- ・ 地方へ移転する企業に対する国独自の移転促進交付金の創設

(政府関係機関の移転)

- ・ 国家戦略として具体的な KPI を設定した上での政府関係機関の更なる地方移転の強力な推進と国が責任を持った移転に要する費用負担

(移住定住・UIJターンの促進)

- ・ わくわく地方生活実現政策パッケージにおける移住支援金制度の更なる活用促進のための、国における周知・広報の充実
- ・ 移住支援金制度における、東京23区在住期間の緩和によるUターン学生への支援措置の拡大や在住・通勤期間の通算等、制度の拡充
- ・ 人口移動の状況について詳細な分析を行うため、国等が保有するデータの地方における利活用環境の整備

2. 地方を担う人材の育成・確保

(高校段階の教育の充実)

- ・ 地域と高校をつなぐ専門的なスキルを持つコーディネーターの配置に係る制度の創設や財政支援と、必要なスキルを持つコーディネーターの養成
- ・ 地域課題の解決等の探究的な学びを推進する「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の拡充
- ・ 技術革新や設備の環境変化の対応に必要な、専門高校における産業教育施設の計画的整備に対する新たな支援制度の創設
- ・ ICTを活用できる学習環境の整備のための財政支援の充実

(地方大学の振興)

- ・ 地方の国立大学の運営費交付金や公立大学における交付税措置、私立大学等経常費補助金の充実と、地域内における進学・就職促進の取組みに応じた地方大学への運営費交付金等の優遇措置の創設

- ・ 「地方大学・地域産業創生交付金」について、財政需要に十分に対応できる額の確保と、文部科学省計上分の運営費交付金等を別枠で確保した上での確実な配分の実施
- ・ 地方へのキャンパス移転やサテライトキャンパス設置を促進する仕組みの構築をはじめ、多様で質の高い高等教育機会の拡充

（プロフェッショナル人材の確保）

- ・ 国による人材を送り出す企業の新規開拓や副業・兼業の推進による環境整備等を通じた、「プロフェッショナル人材事業」の機能強化

（関係人口の創出・拡大）

- ・ 関係人口の定義及び測定・把握方法の明確化と、関係人口の創出・拡大による具体的な成果指標についての検討
- ・ 関係人口の創出・拡大による地方への新しい人の流れを生み出すため、「関係人口創出事業」の拡充

3. 新たな時代への挑戦

（地方における Society5.0 の実現）

- ・ 都市と地方の基盤整備に格差が生じないように、国主導による中山間地域等の 5G 基地局の速やかな整備と、地方が整備する 5G の利活用に関するシステム構築、機器整備及びそれらの保守・運用に対する財政的・技術的支援
- ・ 遠隔医療・教育、スマート農林水産業、テレワーク・サテライトオフィス、自動運転等、地域の活性化や課題解決に意欲的に取り組む地方に対する省庁横断的な総合支援体制の構築
- ・ 地方におけるローカル 5G の導入や運用及び事業者の利活用促進に対する、必要な技術的・財政的支援
- ・ 地方における 5G を活用する人材・企業の確保に資する、IT 人材の地方へ還流を促す仕組みや大都市の IT 企業と地方の企業・大学とのマッチングの仕組みの構築、及び地方が実施する人材育成の取組みへの支援の充実
- ・ 地域未来投資促進税制において、Society5.0 関連の設備投資への税額控除・特別償却の割合の上乗せ措置の適用
- ・ 地方におけるあらゆる分野での Society5.0 の実現を図るため、実証事業を含む最先端技術の積極的な活用に向けた、国庫補助事業の拡充（大都市部以外の地域についてはより高率の補助率とするなど）と地方負担分への十分な地方財政措置や、地方創生推進交付金の補助率の引き上げ・優先枠の設定、並びに技術面・人材面での総合的な支援
- ・ AI 等先進技術を活用した行政のスマート化推進に必要となる技術的・財政的支援

(SDGs の達成)

- ・ 地方創生 SDGs 官民連携プラットフォームへの中小企業・小規模事業者の参画拡大等、SDGs の認知度向上のための普及啓発
- ・ SDGs モデル事業補助金の複数年度の交付等、地方創生に向けた自治体 SDGs 推進のための取組みへの支援の拡充
- ・ 優良事例の横展開や社会資本整備総合交付金等における重点支援等による、自然環境が有する多様な機能を活用する「グリーンインフラ」の視点での社会資本整備等の推進
- ・ 国立公園や世界遺産等の保全・活用への重点的な支援等による、美しい自然景観等の地域資源を活かして資金と人の流れを生み出し、持続可能な地域づくりを進める「地域循環共生圏」の実現

4. 地域経済社会の活性化

(第 4 次産業革命の社会実装)

- ・ 中小企業・小規模事業者の AI・IoT 等先端技術を活用した生産性向上のための支援や IoT 設備等の利用を促進する産業支援機関への支援の充実

(海外需要の積極的な取込み)

- ・ 国際観光旅客税については、日本版 DMO 等の取組みも含め自由度が高く創意工夫を活かした取組みに活用できる交付金として一定割合を地方に配分するなど、地方の観光振興施策の財源に充当できる仕組みの創設
- ・ 農林水産業、伝統産業や地域の文化と観光業を連携し、海外への販路開拓や魅力発信と、インバウンド需要獲得の好循環を創出するための取組みへの支援の充実

(農林水産業の成長産業化)

- ・ 経営感覚に優れた人材等の育成・確保に係る地方の取組みに対する支援や 6 次産業化の推進に係る国庫補助の拡充等、農林水産業における所得の向上と成長産業化の推進
- ・ 農業試験場をはじめとした地方の試験研究機関における研究開発やブランド化の取組みに対する支援の充実・強化
- ・ 輸入規制等により海外への販路開拓が阻まれている食品・農林水産物について、国による積極的な規制の撤廃・緩和の要請

(事業承継の円滑化)

- ・ 事業承継支援の集中実施期間における支援措置である「事業承継・世代交代集中支援事業」の当初予算化

- ・ 事業承継を検討する中小企業に対しては、地方銀行が一時的に法定の議決権保有の上限を超えての出資を認める特例の創設

5. 結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるための総合的な少子化対策の推進 (地域の実情に応じた少子化対策の推進)

- ・ 地域少子化対策重点推進交付金の拡充と複数年度にわたる同一事業についても交付対象とするなどの運用の弾力化

(出産・子育ての負担軽減)

- ・ 0歳児から2歳児への無償化の対象範囲の拡大と、放課後児童クラブの利用料や病児・病後児保育利用料の国の制度としての負担軽減の実施
- ・ すべての子どもを対象にした医療費助成制度の創設
- ・ 不妊治療の保険適用化等の支援の拡充や不妊治療のための休暇制度の導入促進等の理解の醸成
- ・ 男性への休業の割り当て等男性の育児休業取得を一層強力に促進するために効果的な制度への見直しと育児休業給付の充実
- ・ 育児を行うすべての家庭が安心して子育てできる環境整備に向けた、在宅育児家庭向けの支援の充実
- ・ 妊娠・出産、子育てに至るまでの切れ目のない相談支援体制（いわゆる日本版ネウボラ）の充実に向けた支援の拡充
- ・ 出産や子育てを理由に休職・退職した女性の復職・再就職への支援の充実や、子育てに優しい職場環境の実現に向けた企業・経営者の意識改革の促進

(保育士の育成・確保)

- ・ 潜在保育士の就職・再就職支援のための離職時登録制度の法制化、保育士就学資金貸付事業の当初予算化と貸付原資の充実、保育士等の処遇の更なる改善

6. 誰もが活躍する社会の実現

(外国人の活躍支援)

- ・ 新たな在留資格「特定技能」について、2号の対象分野の拡大と、各地方の産業構造の特性を踏まえた対象分野の拡大
- ・ 特定の地域に外国人材が偏ることのないよう、地域ごとの外国人材の就業状況等についての現状把握と地方との情報共有
- ・ 人手不足がより一層深刻な地域においては、例えば、2号の在留資格の取得要件を緩和するなど、外国人材が大都市に過度に集中することなく地域に定着するような優遇措置の検討
- ・ 外国人に対する社会保障や日本語教育等、全国一律の課題について、国の責任における多文化共生施策の実施

- ・ 日本語教室の設置・運営や医療通訳者の育成・配置等、地域における受け入れ環境整備に対する支援の拡充や、留学生の受け入れ拡大と定着促進

(女性・高齢者その他多様な人材の活躍支援)

- ・ 長時間労働の是正、時間単位年次有給休暇制度、短時間勤務やテレワーク等の推進による柔軟な働き方の企業への導入促進
- ・ 健康づくりを推進するためのインセンティブ事業に対する財政支援の創設
- ・ 地域女性活躍推進交付金の拡充と複数年度事業についても交付対象とするなど運用の弾力化

7. 安心安全が確保され、持続可能で魅力的な地域づくりの推進

(「地方創生回廊」の早期実現と「国土強靱化」の推進)

- ・ 地方創生に不可欠な基盤として、高速道路、リニア中央新幹線、整備新幹線等の整備促進、地方空港の機能強化に加えて、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への早期格上げを図ることによる、国土のミッシングリンクを早期に解消し、地方と地方をつなぎ、それぞれの地域の特色ある発展を支える「地方創生回廊」の早期実現
- ・ リニア中央新幹線の整備等が進む中、全国的に要請の強い「地方創生回廊」の早期実現に必要な予算総額の確保と、地方負担に対する適切な財政措置
- ・ 水害等の頻発化・激甚化や南海トラフ地震や首都直下地震の発生等の備えとして、地方創生を支える道路・河川・砂防・港湾・農業水利施設・下水道等、社会資本の防災・減災対策や老朽化対策、広域交通ネットワークのリダンダンシーの確保を図るとともに、「事前復興」の概念を取り入れた各施策の展開
- ・ 国・地方の国土強靱化計画の早急な実現を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の取組みとともに、その計画の進捗に応じた更なる対策の検討と必要な予算・財源の確保

(地方分権改革の推進)

- ・ 「ハローワーク特区」のような実証実験的な権限移譲を認めることとし、例えば広域連合の活用等、「地方分権特区」の導入を大胆に推進

(地域連携・地域コミュニティの強化)

- ・ 水平補完、垂直補完による行政サービスの標準化
- ・ 人口急減地域において地域づくりを担う人材の確保を図るための、人材派遣を行う「特定地域づくり事業協同組合」の設立及び支援のための制度の創設

8. 地方創生関連予算の十分な確保及び地方創生推進交付金等の自由度向上

(安定的な地方創生関連予算の確保)

- ・ 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充
- ・ これまでの地方創生の取組みの成果を踏まえた、第2期における地方創生推進交付金の拡充

(地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用促進)

- ・ モラルハザードが生じないように配慮しつつ、制度の延長、税の軽減効果の拡大、並びに地方創生推進交付金以外の補助金との併用や既存の基金事業への対象拡大、地域再生計画の策定の手続きについての抜本的な簡素化等の更なる運用改善

(地方創生推進交付金の自由度向上)

- ・ 交付金額の上限目安の撤廃やハード整備割合の見直し、計画期間の延長等の見直しや地方創生の実現に資する特定の個人や企業への給付についても対象経費として認めるなどの弾力化
- ・ 間接補助事業について、年度末までの事業期間を確保することが可能となるよう事業者への支払時期を見直すなどの運用の改善

(地方創生拠点整備交付金の自由度向上)

- ・ 引き続き、対象分野を限定せず、地方創生に資するもの全般を対象とした上で、複数年にわたる事業への活用も可能となるよう当初予算での予算措置
- ・ 既存施設への新規設備の導入等、交付対象となる事業範囲の拡大